源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割特別徴収税額計算書

区　　分		支　払　金　額	税　　額
56 源泉徴収選択口座内配当等			
	課　　税　(a)	11	
	還付税額　(b)	12	
	非課税等　(c)	13	
計 (a) － (b) ＋ (c)		14	
摘要			

備考

１　「課税」の欄の「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その特別徴収した配当割の額に対応する支払金額を記載すること。

２　「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法附則第35条の２の５第４項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その還付した税額に対応する支払金額を記載すること。

３　「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。